

令和2年第3回潟上市議会臨時会会議録（1日目）

○開 会 令和2年5月8日 午前10:00

○閉 会 午前11:41

○出席議員（15名）

2番 戸田俊樹	3番 菅原理恵子	4番 瓜生望
6番 佐藤敏雄	7番 鑑仁志	8番 中川光博
9番 澤井昭二郎	10番 佐藤義久	11番 伊藤正吉
12番 藤原典男	13番 堀井克見	14番 菅原秀雄
15番 小林悟	16番 大谷貞廣	18番 西村武

○欠席議員（3名）

1番 鈴木壮二	5番 鈴木斌次郎	17番 児玉春雄
---------	----------	----------

○説明のための出席者

市長 藤原一成	副市長 栗山隆昌
教育長 工藤素子	総務部長 菅原靖仁
市民生活部長 菅原剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山和法
産業建設部長 櫻庭春樹	上下水道局長 渋谷一春
教育部長 伊藤貢	総務課長 千葉秀樹
企画政策課長 安田秀樹	財政課長 菅生司
学校教育課長 山田敬輔	社会福祉課長 筒井弥生
健康推進課長 石井幸子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木健二	議会事務局次長 鈴木学
-------------	-------------



令和2年第3回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和2年5月8日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第31号 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例（案）について

日程第 4 議案第32号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）につ  
いて



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は15名であります。

なお、1番鈴木壮二議員、5番鈴木斌次郎議員、17番児玉春雄議員より、所用により欠席の届け出がありますのでご報告致します。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日は、令和2年第3回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、4月24日の第2回臨時会以降の本市における新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

5月1日、秋田県教育委員会から市町村教育委員会に対して、小・中学校における教育活動の再開等について依頼がありました。その内容は、教育活動を再開する際の感染防止対策や学習指導、心のケア、状況の変化を見据えた準備の4項目について留意する旨でありました。

これを受け、本市では、昨日5月7日から市内小・中学校の授業を再開しております。教育委員会には、児童生徒の学力保障について十分留意するよう各小・中学校を指導すること、今後再び臨時休校があることを見据えたオンライン授業等の研究を進めるよう要請しております。

5月4日、政府は、5月6日までを期限としていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を5月31日まで延長致しました。秋田県では、特措法に基づく緊急事態措置等を変更し、休業要請する施設の見直しを行っております。

これを受け、本市では、天王グリーンランド内の天王温泉くららとその周辺施設、ブルーメッセあきた、プラザの湯、公民館、図書館、体育館等の教育施設を5月7日から再開しております。また、トレイクかたがみについては、スポーツクラブが県の休業要請施設ともなっていることから、トレーニングルームを除いた施設を7日から利用に供しております。

今後も、国・県の動向を注視しつつ、国から提案のあった新しい生活様式にも配慮し

つつ、潟上市として万全の対策を講じてまいります。

それでは、本日の提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、市役所庁舎等で消毒作業に従事した職員に特殊勤務手当を支給できるよう、条例を改正するものであります。

次に、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

補正予算の主な内容は、4月30日に成立した国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する予算のうち、早急に取りかかる必要がある事業の予算について計上しております。

特別定額給付金事業につきましては、4月27日現在の住民基本台帳に登録されている方が給付対象者で、給付金の総額は32億4,110万円であります。早期に各世帯へ送金できるよう、担当職員は休日を返上し作業を進めております。11日から各世帯へ申請書を送付する予定となっております。その後、各世帯からの申請は随時受付し、1回目の振込みは21日を予定しております。

次に、県外大学生等応援事業については、新型コロナウイルスの影響で帰省自粛が続く中、親元を離れ、多くの大学等が閉鎖されている中、不安な日々を過ごしている県外在住の本市出身の大学生等に対し、不安な気持ちを少しでも和らげていただけるよう、市内企業が生産・販売している特産品等を希望する方にお送りするもので、売り上げが減少している市内企業への経済対策の一つでもあるととらえております。

そのほかに、小・中学校休校等により負担が著しく増えた子育て世帯に対し、児童手当を1万円増額する臨時特別給付金事業や、収入が減少し生活困窮となった方の相談が多くなっているため、相談業務にあたる自立支援相談員を増員させる生活困窮者自立支援事業、妊産婦の方などへマスクや消毒液を配布する事業の関係予算を計上しております。

また、本日予算計上しているもののほかに、国の地方創生臨時交付金事業の概要が総務省より示されたことから、市内企業等への支援を含めた事業の洗い出しを現在行っております。今後改めて議会にご提案し、ご審議いただく予定としております。

この後、担当部長より説明させますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

最後に、この場をおかりしまして、市内の複数の方より一定まとまった量のマスクの

ご寄附をいただいております。有効にこれを使わせていただき、お互い助け合う気持ちをお互い高め合っているよう、こういった善意を無駄にしないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番瓜生 望議員、6番佐藤敏雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定致しました。

【日程第3、議案第31号 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第3、議案第31号、潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第31号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第3回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第31号、潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月8日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、市役所庁舎内の防

疫業務等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

提案理由にもございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、市役所庁舎内の防疫業務等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、新たに「感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当」を追加するものでございます。

手当の額は、日額1,000円でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。

質疑は前回同様、着席して行ってください。また、マイクに近づきすぎますと音割れがしますので、ご注意願います。

質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） この手当は当然必要な手当だと思いますけれども、やむを得ず消毒作業というふうなことの作業に入った場合に、今一般的にテレビとかでこう放映されておりますけれども、お医者さんなんかは全身を覆うような防護服、そういうふうな準備というのは必要だと思うんですが、この条例と一緒にそういうふうなものもやはり準備していかなきゃいけないと思うんですけれども、そのところはどういうふうになってますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

消毒する際の資材等、薬剤の準備の件だと思いますが、現在、噴霧器、それからマスク、それからゴーグル、キャップ、手袋、ポンチョ、ヤッケ等は、現在在庫として持っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） いろいろ準備されているということのようなんですけれども、一般的に全身を覆うような防護服等もございますかというふうなこともお聞きしたかったんですけれども、そこら辺はどうですか。防護服。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

サージカルガウンセットということで、これは全身を覆う防具ということになります。  
以上です。

○議長（西村 武） いいですか。ほかにございませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） リスクを伴う仕事に対して日額1,000円とした積算根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

日額1,000円の根拠としましては、この消毒作業によりコロナウイルスに感染する恐れがあり、非常に危険な作業ということでもありますので、現在潟上市の特殊勤務手当の最高額である1,000円とすることに合わせたものであります。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） これは特例中の特例だと思うんです。異例中の異例というか。もう少し日額、私はアップしてもいいんじゃないかという思いでおりますけれども、その考えはいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

日額1,000円というよりももっと高くした方がいいということであると思うんですが、現在潟上市の特殊勤務手当の最高ということだと1,000円が高いか安いということでもありますけれども、そうすれば幾らにすればいいのかということでもありますので、現在考え得る最高額の1,000円に合わせたものであります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 特殊勤務手当ですけれども、現在、このほかに手当を支給されてる危険、特殊な業務は何かということと、天王町時代に暴風雨や水害や等々で危険業務が発生したということで、8,000円の手当を支給したというのがありまして、級与号俸を変えたこともありますが、このこととの関連はどういうふうにとらまえているか。その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

現在、特殊勤務手当の種類幾らあるかということではありますが、今現在条例にあるものは、夜間処理に従事する職員の特殊勤務手当と、それから福祉事務所に勤務する現業職員の特殊勤務手当の2つであります。で、災害等に従事した場合の手当ではありますが、これは時間外勤務手当で現在支給しているところであります。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） そうすると、この日額1,000円の積算根拠はわかって、実態このようなコロナの発症者がおって消毒作業にあたるということと、現在秋田県では感染者はゼロとしているわけで、潟上市も当然おらないわけで、それでも防護服を着て、ゴーグルをつけ、マスクをつけ、ゴム手等々、噴霧器を持って庁内の消毒を、または市の管理する事業所、事務所等々、公共施設についてすべてについて対応されていくのか。そして、それが発生した場合でなくて常時それをやっていくのか。そうすると当然予算計上をしなければいけないわけで、発生してからなのか、発生以前のものにもこの特殊勤務手当を支給するのか、その辺考え方について宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、まずこれ庁舎で発生した場合、それから各施設で発生した場合を想定した新型コロナウイルス感染症に関する庁舎内の消毒要領というものをつくりまして、それに基づいて今総務部長がご説明したとおりでございますけれども、ですから、その場合、当然のことながら保健所の指導を仰ぎながら、この消毒にあたっていくということになります。そして先ほど言いました備品につきましては、現在も備蓄している、確保しているというものでございまして、その施設ごとに対しましてもこの要領を作成し、我々対応していくと、そういうふうにご考えておるところでございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 今、保健所の指導により指導要領も作っておると。要領そのものが我々には提示されておらないし、説明がないわけですから、その辺のところを求めるわけにはいかないわけですか。どうでしょう、議長。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今現在この指導要領策定中ということでございまして、それに基づいて動くということになります。ですから、これはできた暁には当然お見せ致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） これ今の質疑で端々に出ておりますが、今までない、やはりそのコロナ対策ということで初めてのことだなということで、まあいろいろ緊張もあるだろうし、一気に読めないところもあるでしょうと。ただ、ちょっと今議論もされましたけれども、1,000円の手当が多いのか少ないのかということはまずさておいても、まさに国全体を見てても、そのための防具に対するものが非常に不足しているということが全面に出てます。で、基本は保健所の指導により要領等々も定めるというふうなことで、副市長から発言あったんですが、やはりこういう新しい、言ってみれば特殊勤務という危険手当ですよ、はっきり言えば。だとすれば、どういう、まあミッションを受ける人数がどれぐらいなのか。保健所とおおくくりで言ってますが、どれぐらいの人がね、ほかの課から応援するのかしないのか等々も含めて、まあ20人ぐらいだという話は聞いてますけれども、それはどういう形で集合かかるのか。そして、作業マニュアルというものがあるわけですよ。これは保健所の指導と言うけれども、少なくともやはりこの条例を提案する段階で、我々議会に対しては、こういう方向性で行くんですよというぐらいのものを示していかないと、決まってからね、あと当局にすべて委ねると、これ人のやはり健康にかかわる問題ですよ、職員の。いかがかなと。出すべきなんじゃないかなと。見通しであってもやはりね、一つの方向を。そして、この当然まあ普通の職員があたるわけだから、潟上市の、専門性というものがどんなふうな形で確保するのか。資格がどうなのか。そういう危険物を触るようなそういう仕事するわけだから、訓練等の講習はどうするのか。全く見えませんよ、これ。ただ1,000円あげればいいのか、いけないとか、そういうふうな軽い話じゃないですよ。3回の質問で終われたって、これ終わりようないですよ、これははっきり言って。答えてくれればいいんだけどね。今私が申し上げたことを、つまびからにひとつ答えてください。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この仮に市役所庁舎内で職員が、あるいは市民の方でも感染された方がいて窓口等においてになって、で、我が市の職員が濃厚接触者となった等の場合、これは当然

想定され得ることなのであります。で、そうなった場合に我々は当然消毒の作業をしていくわけですが、今縷々ご指摘のあった保健所の指導というのにはありますが、それよりも前に、我々は職員の手を借りる前に、そこの部分がちょっと説明不足だったかもしれませんが、まず専門業者の方に我々は依頼致します。で、専門業者に依頼し、専門業者が確保できた場合には、我が市の職員は補助的な業務にあたることはあっても、その消毒の本体の業務にあたるということは我々は想定してない。ただ、今このコロナウイルスの感染というのは、どういう状況になるかはわからない。それで危機管理上、ひょっとしたら今、秋田は感染者が何日も出ていない状況で、とてもいいと思っているんですが、各地の保健所がもう本当に大変な業務になってるところがたくさんあります。そのときに果たして、専門業者も手がいっぱいになり、そして保健所の手もいっぱいになったときに、じゃあ誰が一体消毒にあたるのか。市民サービスをどう確保するのか。まさにそれは危機管理上の我々の業務の継続をどうするかということを考えてときに、我々としてその消毒をあたる体制を作っておくべきではないかということで、先ほど言ったマニュアル等を、今年度から危機管理監も任に就いたということもありまして、つくっております。そしてそれをやっていく段階で、これ実はかなり前からその議論を庁内ではしてありまして、幾つかの問題点を洗っていく中で、やはりそれに職員があたるという場合には、今堀井先生おっしゃったとおり危険が生じる、一定生じる。ですので、そこはこういった特殊勤務手当が必要なんではないかという議論が出てきたわけです。それで、例えば国の方の検疫等にあたる方の特殊勤務手当は1日確か290円です。で、ほかの市の特殊勤務手当もすべて見ましたが、一番高いところで実は1,000円でした。で、我々としてじゃあどこまで、これまあ事が起こって専門業者があいてれば専門業者にやっていただくことなんですけれども、我々はその職員に対して、それでもできるだけ危険がない状況でやらせたいということで、防護服等については、その段階から確認もさせ、備蓄があるか、それからこれから補充ができるかということで、今一定数はもう確保してございます。で、我々としては、そういうことがないということが一番いいわけでありましてけれども、万が一、万が一、専門業者もだめで、保健所の方は指導に来てても人手はないと。で、実際に市役所の出張所等で感染者が出たところがありました。そここのところは、すべて職員が実は消毒作業を行ってございました。ただ我々も行っていかなくちゃいけないんですけども、そこに一定、今先生ご指摘のとおりリスクがあるものですから、我々としてそれに対して応えるべきことの準備の一つは何かと

ということで、今般の特殊勤務手当の1,000円というご提案をさせていただいたわけです。

今ご指摘があったとおり、その部分についての説明が不足していて資料の提出も不十分だということであれば、資料については今すべて完璧ということはないわけで、そういうマニュアルはもうどんどん更新していくものですから、今現在にできるものについては先生方の方にもご覧いただいて、そして我々としては、そういうことがあった場合に市民のそういった行政サービスをできるだけとめないような形でやっていけたらなと思ってございます。ですので、その説明不足の段については私の方からお詫び申し上げますが、いずれにしても、戸田先生からもご指摘があったその要領等については、我々何も隠すものではございませんし、出すべきであったと私も今そう考えてございますので、そこについては出させていただいてご審議いただければというふうに考えてございます。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今、提案者の藤原市長から縷々説明ありました。で、まあ今回この質疑なんですけど、ややもすると我々表面だけ、1,000円が多いのか少ないのか、1,000円の条例の設置どうかと、この議論だけで今回これ渡ろうとしたって全く無理ですよ、市長。やはり今市長がおっしゃったとおり、今のこの時点まで、できる限りのものをやはり我々と共有して、だから必要なんだと、危険手当をして。そこをやはりやっていかないと、このやはり災難乗り切れませんよ。これからもどういう形で来るか、まさに想定外ですからね。だからそのことを今回のこの質疑でしっかりとひとつ受けとめていただきたいということを強くお願いします。

最後に一つ。20人ぐらいなると思うんですが、やはり相当これ、ただ防具かぶればいいという話でもないし、やる人にしてみればこれははっきり言って大変なことですよ。それに対応する職員だ、いわゆる。これ手挙げ方式なの。それともトップダウンでやるの。好き好んで恐らくやりたくないと思うよ、はっきり言えば。危険にさらされるわけだから。場合によって、今専門業者の話も出ましたが、平時のときにまさに先んじてその専門業者と万が一発生した場合は、潟上に優先して来てもらおうとかっていう何らかの約定を結んでおくとか、やはり知恵絞るべきですよ。やはり一般の職員がこういうことにあたるっていうこと自体、そもそも私はかなり無理があるんじゃないかなと私はそう思う、正直言って。ですから、何もなければいいんだけど、なったときに、その担保、補償等々も含めて、際限ない大きな発展していくと。まあこれ心配すれば切りがな

いと言うかもしれませんが、そこまでやはり今回のこのケースはきちっとよくやっ  
てい  
かないといけない問題かなど。今回入り口ですよ、これ。職員がさらされるわけですよ。  
これどういうふうにして選ぶの、20人。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

職員をどのようにして選ぶか、その基準等ということだと思いますが、まず本人が自  
らやりたいという職員はあまりいないかもしれませんが、そういう職員について  
は、我々としてはお願いしたいと。さらには、ご本人がまあ承諾していただける。まあ  
自分から手を挙げるわけじゃないですけども、やってくれと承諾していただけるとい  
う職員については、その任にあたっていただくということになっています。で、それで  
も人数が足りない場合は、我々としてはどうするかということ、まあよくある各部署  
割り当てで何人というわけにもなかなかいかない性質のものだろうと、今先生のお話を  
お聞きするとそのようなことも考えております。で、ただ申し上げておきますが、我々  
は本当に職員を危険にさらすようなところに行かせるということは到底考えておりま  
せんで、この話は実は専門業者からも聴取をして、で、さらには、我々としてはその防  
護服等の着脱も含めたその消毒についても、一応研修もこれからやるということにして  
あります。で、もう一度申し上げますが、実際に市役所等でそういった行政機関で感染  
者が出たところ、実際にございました。そこはすべてやはり職員が消毒にあたっていま  
す。で、それも例えば何日置けばコロナウイルスはかなりもういなくなるんで、最初の  
数日間はそのままにしておいて、その数日後に消毒作業にあたりとかがということが一応  
約束上ございます。そういうのがまあ要領等書かれてるわけですけども、そういつ  
たことに配慮していきながらも、じゃあ我々としてそこ、市民サービスを今度はじゃあ  
止めるかということになると、そうもいかないということになりますので、そこあたり  
は先ほど言いました専門業者ときちんと協定も結んでというようなことも一つのアイデ  
アだと思っておりますので、またその部分については我々の方で検討させていただ  
きながら、ただ、こういう危機管理はそれはまあ今さらながらですけども何重にも厚く  
しておかないと、我々、この市民サービス、行政機能が止まってしまって、結局は住民  
の方々に多大なご迷惑をおかけするというわけにはまいりませんので、そういったこと  
は我々は避けたいと思っております。実際に、例えば今まだシミュレーション段階で  
すけども、1階、一番の1階で感染者が出た場合に一体どこでそういう機能の代替をさ

せるかという場所等についても、我々としては想定して、そういったものも作っております。ですので、おっしゃるとおりこのコロナウイルス、未知のものですから本当にわからない。それで我々もいつそういう、我々自身がいつもそのつもりでおりますけども、当事者になるかわからないという段階なものですから、それで我々としてその洗い出ししている中で、今回その職員に最低でもこういった特殊勤務手当は差し上げないといけないなというような話の中でのご提案でございました。

再度、その説明についてで不足してたことについては私の方からお詫び申し上げますが、何とぞそこあたりは、これから今ある情報についてはすべて先生方にもご覧いただきますし、また、ひょっとしたら我々が想定は、いろんな角度から想定はしてはるんですが、抜けてるものもあるかもしれません。そういったものについてはご指摘いただきながら、仮にそういう事態になっても市民サービスを止めないようにする、行政機能を止めないようにするにはどうするかということは、やはり我々としては本当に重大な課題ですので、またその段のご指導お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 市長、このとおりの事情なので大変なことはよくわかります。市長はじめ職員ね。そのことに対しては労を多とします。それは率直な気持ちですよ。

まさに危機管理と。今まで既存の危機管理は風水害だったわけですが、まさにこの病気の危機管理と。やはりある意味では市長、副市長あたりは非常に先見の明あると思う。この場面を読んでおったわけではないでしょうが、国家の危機管理をやった優秀な人材を危機管理監として導入して採用した。恐らくその方が中心になりながら、ひとつのシミュレーションを抱きながらやってると思うんですよ。そういう意味では湧上はやはり先見の明があったのかなということで、その部分は評価したいと思いますから、そこまではいいけれども、その後悪いとなればこれ何にもならないわけですから、どうかひとつそういう方々、優秀な方々が役所に入ってくれたということも私聞き及んでおりますから、どうかひとつ今お話しあったようにきちったしたシミュレーションと想定というものをしながら、職員の健康管理、これも大事ですからね、そこを心を用いて、心して頑張っていたきたいということをお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに。市長答弁。じゃあ、藤原市長。

○市長（藤原一成） 今、とてもお褒めいただいたわけですが、実際に自衛官でそういった資格といますか、国から与えられたそういった講習も受けてきてる人間でございます。ご案内のとおりクルーズ船での作業があったときに自衛官は一人も感染しなかったということで、やはり自衛隊のその危機管理能力というのは非常に高いものがある。そういった知恵をまた潟上市の職員として迎え、潟上市の力が増していけばいいなと思っております。

で、実際に先ほどあった資料等については、これからすいません、前後になりますけれども議員の皆様にもお渡ししたいと思っておりますし、その際、また先ほどお願いしたとおり、ご指摘がありましたら、危機管理というのはもう100%は絶対あり得ませんので、あらゆる角度から見て、それでいてできるだけゼロに近づけていくという全員の作業でございますので、ぜひ我々にもお力添えをいただきながら、一緒にこの潟上市、まあこのコロナウイルスから守っていくというか、乗り越えていきたいというふうに考えてございますので、今後とも宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 聞き漏らしたかもわかりませんが、用具の備蓄数量、どの程度準備されているのか、されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

今現在備蓄している用具であります。自動噴霧器6台、それからサージカルガウンセット、この中にはガウン、ズボン、N95マスク、ゴーグル、キャップ、手袋、シューズカバー等が入ってます。これが在庫が89個。それから手袋は90双。ポンチョかヤッケ、それが10着ということになります。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） これ、想定していると思うんですが、人数的に何人分なるんですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

現在、仮に感染者が出た場合であります。これ1階から4階全部消毒するというところで15人程度を予定しています。それが、その使用分としまして噴霧器が6台、それか

らサージカルガウンセットが10個、それから手袋が10双、ポンチョが10着ということであります。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） これから準備されてもいいわけですが、10着で15人分という、何かテレビ見てるとその都度着替えなければいけないとかってあるので、そこをちょっと念を押したいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

これ非常に1回使えばすぐに取り替えるということでありまして、足りない分というのは今後準備していく方向であると考えております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑ないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。賛否の人数確認を確実にを行うために起立採決により行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第31号は、原案のとおり決定することに決定致しました。

【日程第4、議案第32号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第4、議案第32号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案第32号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第32号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年5月8日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和2年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第32号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33億1,733万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億4,754万8,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

補正予算の主な内容は、国会で4月30日に予算が成立した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する予算のうち早急に取りかかるべき事業を計上してございます。その他の事業につきましては、事業内容を精査の上、改めてご提案させていただきたいと考えております。

それでは、歳入予算について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金は生活困窮者自立相談支援事業費等負担金で、203万円の追加でございます。生活困窮者自立相談支援事業の4分の3を国が負担するものでございます。

2項1目総務費国庫補助金は32億7,364万8,000円の追加で、特別定額給付金給付事業費補助金32億4,110万円及び特別定額給付金給付事務費補助金3,254万8,000円でございます。事業費分、事務費分とも全額補助でございます。

2目民生費国庫補助金は3,793万3,000円の追加で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,593万円及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金200万3,000円でございます。

事業費分、事務費分とも全額補助でございます。

19款1項1目繰越金は371万4,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

20款5項3目納付金は7,000円の追加で、会計年度任用職員の雇用保険被保険者負担金でございます。

5ページをお願い致します。

歳出予算について申し上げます。

2款1項6目企画振興費は218万円の追加でございます。新型コロナウイルスの影響

で、親元を離れ、不安な日々を過ごしている市出身の県外在住の大学生等に不安な気持ちを少しでも和らげられるよう、市の特産品等を希望する方にお送りするものでございます。対象人数は480人分を見込んでおります。

7項1目特別定額給付金事業費は32億7,365万6,000円の追加でございます。特別定額給付金は、4月27日現在の住民基本台帳に登録されている方が給付対象者で、1人当たり10万円を世帯主に給付するものでございます。対象者数は3万2,411人で、特別定額給付金の総額は32億4,110万円でございます。

事務費分の総額は3,255万6,000円で、主なものは、会計年度任用職員報酬及び職員時間外手当等の人件費分として616万6,000円、郵便料や振込手数料の役務費が162万4,000円、システム導入等の委託料が907万5,000円、大型プリンターやパソコン等の物品借上料が801万3,000円でございます。

当該予算について議決いただいた後、直ちに申請書の発送に取りかかり、できる限り早期に給付したいと考えております。

3款2項11目子育て世帯への臨時特別給付金事業費は3,793万3,000円の追加で、児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円を支給するもので、3,593人分を見込んでおります。

補正内容の主なものは、郵便料や振込手数料の役務費が94万7,000円、システム改修委託料が74万8,000円など、事務費分が200万3,000円、臨時特別給付金が3,593万円でございます。

6ページをお願い致します。

3項3目生活困窮者自立支援費は271万2,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少し、生活困窮となった方の相談を受ける自立支援相談員1名の人件費202万2,000円と、生活困窮により住居を失う恐れのある市民に対して家賃相当分を支給する住居確保給付金69万円でございます。住居確保給付金につきましては、5世帯、3ヶ月分を見込んでおります。

4款1項2目予防費は85万1,000円の追加で、保健事業用のマスクと手指用消毒液が不足している状況にあるため、マスク6,000枚、手指用消毒液200本を購入するものでございます。

マスクにつきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため妊産婦に配布する分が2,300枚で、妊娠時に5枚、産後に5枚を配布します。その他は保健事業で市民用とし

て必要に応じて使用するものでございます。郵便料につきましては、妊産婦に配布するマスクの郵便料でございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。
- 6番（佐藤敏雄） 補正予算書5ページの1項総務管理費のところの6目7節の報償費、記念品のところ218万円のところについてお尋ねしたいと思うんですけども、こちらの、まずどういったものかということで、先ほど学生さんに物品の地場産業を使って送るといような説明ではありましたが、全くお金ではなくて地場産業、まあ地場産品を送るというものだけなんでしょうか。その辺についてまずお答えいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

現在送る品目としましては、ふるさと納税の返礼品のうち、人気上位品目6品目程度を見込んでおります。

以上です。

- 6番（佐藤敏雄） 内容は何か。
- 総務部長（菅原靖仁） 内訳としましては、秋田県産あきたこまち、それからヤマキウ味噌こまち仕込セット、比内地鶏焼き肉セット、それから比内地鶏おこわ、それから比内地鶏の焼き小籠包、それから潟上特産品セット。

以上でございます。

- 議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。
- 6番（佐藤敏雄） 6目について、潟上の地場産品ということでご説明いただいたんですけども、その中に佃煮やら、まずこまちのセットとか、確かに学生さんも食べるような内容ではあると思いますが、この中に佃煮とかも含まれてるものでしょうか。細かいこと聞いて申し訳ありませんが、お答えいただきたいと。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

先ほども申しましたが、ふるさと納税の返礼品のうち上位6品目ということで、この中には佃煮等は入ってございません。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） ありがとうございます。確かに地場産品ということで、こちらの方、送ることによって潟上市のその地場産業の活性化にもつながってくると思うので、こちらはまず私なりに理解はできるんですが、私なりの見解では、まず物も大事ですけどもやはり学生さん、今困ってる、お金に非常に困ってる時期ですので、大変お金を捻出するっていうことは容易なことではないんですけども、私なりの見解ではお金もしくは商品券やギフト券、もしくは図書券などを配って、勉学などに使っていただくというのが理想的なものなんではないのかなと私なりには思うんですが、その辺についても見解がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

今、東京や仙台、大阪、そういった大都市に我が市のご師弟たちが進学されていて、とても大変な思いをされている。アルバイト先もない。そして大学はほとんどが閉鎖されていてオンライン授業である。実際に一部マスコミの報道では、5人に1人の学生さんが大学を辞めること、大学等を辞めることも考えているというようなことでした。で、今佐藤敏雄議員ご指摘のとおり、そういった面での手当ていうことを我が市として、これはそもそも根本的には、今、大学生たちがひょっとしたらこの先お盆も帰ってこれないようなことになるんじゃないか。そして、今秋田県からも県外との不要不急の往来についてはできるだけ控えるようにということがあります。それで、まあ潟上市を離れたといっても我々の仲間であります。そういった大学生をちょっとでも勇気づけようと。で、大学生たちが大変な目にあっているということで、直接の給付ではありませんけども潟上市を少し思い出して、秋田県を思い出して頑張ってくださいという、まあある種の手土産というか、そういったメッセージなのであります。で、実際に今困窮した大学生等のことについては、国等でも議論になっているというふうに聞いております。で、実際に例えば現住所をここから移した東京の大学生等に、じゃあ給付金を給付するという制度が考えられなくはないんでしょうけれども、どうするかというようなこともございます。それで、今私の方から教育委員会の方には、奨学金の拡大について検討するよという指示はもう既にしてございます。ただ、あくまで奨学金もこれはお借りする、お金を借りるという形になります。ですので、もし給付といった場合にはお金を差し上げるわけですから、一律10万円といったみんなにということであれば誰からも不公平だとか不満が出てこないわけですが、何らかの人為的な基準をそこに設けた瞬

間に、一体それが本当にフェアなのか、本当にどうなのか、我が市の税金をそこに投入することがいいのかどうかというのは、本当に慎重に議論しなくちゃいけないことだろうと思っております。ですので、まあそういったご提言もいただきながら、我々としては、前も申し上げたとおり、このコロナウイルスは全世界の人間が心一つにしていけない限り多分乗り越えていけないであろうと言われております。ですので、そこで不公平とか不満が起こってきたときに、それは人の輪を乱すということになっていってしまう。そういうことなるべくないような制度設計を我々としてはしてみたい。今回の大学生に対しては、これについては本当に頑張ってもらいたいという、本当にまあ粗品がわりというか、それでもお米等をもしとっていただければ、まあ何カ月分かの一人暮らしであればそういった足しにはしていただける。さらには付随的な効果として、今、市内企業さんもだんだんだんだん疲れがたまってきていて、だんだんだんだんお困り感が強くなってきております。その一助にもなっていただければなど。これは副次的な目的でございます。ですので、そこあたりの気持ちをおくみ取りいただきながら、今後、今実際にこの後また議会をお願いすることになろうと思っておりますけれども、その際については、そういった経済対策等についても我々としては議会の方に提案し、またご検討いただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） いいですか。ほかに質疑ございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 1人10万円のこととか、それから大学生の市の特産品、そして子育て支援というふうなことでの世帯の臨時特別給付金のことに関する申請の仕方なんですけれども、1人10万円の場合は確か申請の締切日があったような覚えてますけれども、そこら辺と、それから大学生への市の特産品については、これ申請はあれですか、今年度中というふうなことのお考えなのかどうなのか。それから、子育て世帯への臨時特別給付金の事業費についても、子どもさん1人につき1万円。これ申請によるものなのか、それとも届けてあるので、それをもとにしてこう申請いらずにいただけるものなのか、そこら辺のこと。

それからちょっと前に戻りますけれども、大学生への市の特産品480人分を見込んであるというふうなことのようですが、これ大体480人というふうなところの人数の把握というのはしっかりされているものなのか、そこら辺についてもちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

1点目の特別定額給付金の申請受付期間と、2つ目の県外大学生応援事業の事業期間と、さらにはこの人数の把握は、私からお答えさせていただきます。あと残りのもう一つありましたよね、そちらは福祉事務所長からお答えさせていただきます。

1つ目の特別定額給付金の申し込み期限であります、申請書が発送されてから3カ月間ということになります。でありますので、5月11日に申請書が発送されますので、それ以降3カ月ということになります。

それから、2つ目の県外大学生応援事業であります、この事業期間は5月8日、今日から7月26日ということで今のところは考えております。

もう一つ、それから、この大学生の480人ということですが、これはあくまでも潟上市としては高校の進路、大学に行ったかどうかの先は把握できませんので、潟上市内の中学校卒業した人数が大体300人程度、中学校ですね、高校に行った人数が300人程度あります。で、それ4年ですので、それを卒業して高校卒業して大学に行く割合というのは、秋田県の進路状況調査というのがありまして、大学進学率が39%、さらに県外に進学率が73%、それらを計算しまして480人というふうに、これは正確な数字ではありませんが、こういうふうにまず割り出したものであります。

以上です。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまの子育て世帯への臨時特例特別給付金についてお答え致したいと思います。

まず申請が必要かどうかということでございますけれども、従来よりも児童手当を受給されている方々につきましては申請の必要はございません。ただし、これは毎年なんですけれども、6月といいますのは現況届が必ず必要な時期でございますので、それについてはもし変更があった場合には届け出が必要ということになってございます。ただし、今回は市町村事務として、例えば国家公務員、それから県の職員、それから市町村職員も含めまして公務員に対する児童手当も市町村事務として交付するようというふうになってございまして、その旨につきましては、所属長、それぞれの公務員であれば所属長からの証明をした上で、各市町村の方へ申請が必要だというふうになってございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 大体わかりましたけれども、1人10万円のところね、3カ月間というふうなことの申し込みね、申請。これ忘れて申請しなかったというふうなことのないように、特段、市の方でも取り組みをした方がいいんじゃないかなというふうなことでご提言申し上げます。

それから、あとは大学生の人数なんですけれども、480人の見込み。これはもし実際がもう少し多かったというふうな場合には、まあそれを見込んでの金額だとは思いますが、そこら辺についてはどのようなお考えですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

大学生480人全員来た場合、予算が間に合うかということであるかと思いますが、これはあくまでも手挙げ方式、申請方式でありまして、480人全員が来た場合の予算ということですので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

すいません。再度、足りませんでした。

あと足りなければ、さらに追加で考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 1人10万円の給付金なんですけれども、締切日がわからなくて結局もらえなかったというふうなことのないように、特段取り組みをしていただきたいというふうにご提言申し上げましたけれども、そこら辺についてはどのようなお考えですか。締切日については改めてどうのこうのやらないとか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 国の制度設計上3カ月ということで、今ご懸念の件は、私自身も実は、例えばひとり暮らしの方であるとか心配してございます。ですので、我々としては広報、ホームページ以外でも、現在もひとり暮らしのご老人の方々が出歩けないということで民生委員さん等をお願いして、こう訪問していただけませんかというお願いをしてるところでございますので、そういった手立て、あるいは自治会長さん方のお力も借りながら、そういったことがないような形で、できるだけそこあたりは我々ができる限りのことは努めてまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 私、今お聞きした特別定額給付金のことなんですけども、11日から申請書類を出すと。で、最短でいつ頃もらえるのか。これかなり皆さんに、地元の方にお聞きされてることなんですけども、いつ頃これは最短で出せるものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え致します。

冒頭お話したとおり、5月11日に申請書を発送して、1回目の振込みは5月21日を予定してございます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） これはここで聞いていいかわかりませんが、特別給付金のこともありますし、要するに各商店に対する給付金、まあ市長は不平等にあたるのでなかなか出しづらいという話しましたけども、ここで新聞にも、潟上市は可能性、検討すると言ってましたけども、そういう事業に対する協力金出すのか出さないのか、ここではっきり言ってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。まあできればでもいいんですけども、このことを話しすることでできればそれで結構です。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の議長さんからお答えしていいということですので。

今の休業補償という形で、潟上市としては現在のところは考えてございません。ただし、市内経済が先ほども申し上げたとおり疲弊しているし、困った感も出てまいっておりますので、できるだけ早い段階で我々として打てる経済対策は何かということを議会の方にお示しした上でご検討いただき、そういった困った方々に経済的な支援ができるような形のを考えてございます。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 特別定額給付金についてもうちちょっとお伺いしたいんですけども、この定額給付金について、どういう手続方法があるのか。それと、どういう方法で支給されるのか。それについてお伺いします。

またもう一つ、最近ちょっとこうちょっと問題になっております、例えば特別給付金について、DVとかで別居されてる夫婦等があった場合、そういう場合はどういう手続とどういふ給付されるのか、それらについてご答弁願いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

どういう申請の仕方があるのかということではありますが、まずはマイナンバーカードを持っている方につきましては、オンライン申請という形がございます。あとは、5月11日にこちらから通知書を発送しまして、その通知書において、必要事項を書いていた  
だき返送してもらおうと。それを受けまして、こちらでは口座振替によってお支払いする  
ということであります。

あとそれからもう一つ、DV関係に関しましては、現在世帯主と別居してる場合  
ありますが、事前に別居してることを申し出ていただくか、申し出いただけない場合は世  
帯主に振り込まれますけども、再度その振り込まれた後でもその受けた方がこちらに申  
請いただければこちらでまた支払うと。さらに、もしそれを支払った後で世帯主からは  
その分を返還してもらおうというふうな手続を考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） マイナンバーの場合はオンライン等で支払いできるというこ  
とで  
すけども、お年寄りだとそういった手続もできない場合、窓口で相談に来てそういった  
手続等もできるかどうか、お答え願います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

窓口での申請ではありますが、これは例えばお年寄りや金融機関に口座がないなど  
ありますが、その場合は窓口で申請して現金で受け取ることができるようになります。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいまの答弁で口座番号ない場合とかもというちょっとあり  
ま  
したけども、そういった場合は現金支払いも可能だということでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

金融機関の口座がない場合ではありますが、これは現金で給付することになります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 先ほどもちょっと議論されましたが、今回は企画振興費218万ね、学生さんに対する支援だと。今市長が頑張ってもらいたいと、そして激励を込めての仲間だと、我々市民のね、市の、そういう思いがあると。で、やはり公金、税金を出動するにあたって、今回は特殊な事情とは言いつつもやはりその定義っていうかね、根拠をやはりある程度明確にしておかないと、予算構成上も報償費だとか記念品というものが適当なのかどうかと。私、このもののたぐい、今まで私なりの経験則でいくと初めて見ましたよ。報償費、記念品という分類で税金が計上されてきたのは。ですから先ほど市長が申したこととのその定義性、あるいは整合性からいってどうなのかというふうなことを思いました。

で、併せてですね、市長、この間の議会のときから公平、平等性と。今、小林議員の質問にも、協力金等々についても公平、平等ということでの話しましたが、で、私思うには、480人いると。個人の情報保護法等々の中で、簡単に今総務部長から説明あったけれども、天王中学校卒業掛ける高校掛ける何%、これ一般論としてそういうふうな数値が出てるでしょうが、個々の学生のどこに住んでるか、どこの大学に行ってどこに住んでるか。現在本当に東京にいるのか、大阪にいるのか、秋田にいるのか。ここらあたりの状況把握というのはこれ可能なの。かなり、はっきり言って詰めが甘いというか、これから走りながらということなのか、私は不安だね。まさに公平性を、平等性を保てる代物なんだかという気がします。やることそのものはなから否定しませんが、少なくともそういうふうな要因から分析していくと、いかがなものかなという気がしてなりません。480人というものが増えてくればまた追加していくと、こういうことでしたけれども、これ手挙げ方式だよ、希望者ということになれば。等々からいくと、やはり今までの議論の展開と今回の予算措置と計上というのが、どうもその整合性上合ってるのかなと。ちょっと解せない部分、私はあるんですよ、正直いって。しかも、この内容が税金の返礼品に対して上位5とか、まあ総花的というか一丁上がりみたいな感じ。学生というのは、まあそれは米も食べるでしょうし、比内地鶏も食べると思うけれども、やはり的を得ているのかな。それ学生求めているのかなと。逆に少なくともいいから商品券をちょっとやったりね、図書券をやったりしてやった方が、やはり時宜にかなうんじゃないかなと私はそう思いますけれどもね、これ誰が発想して、どういう議論、プロセスを経て今回の予算計上になったのか、そこらもうちょっと掘り下げて説明してください。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

これをそもそも発案したのは私であります。で、今、県外の大学生等が置かれてる状況については皆さんご存じのとおりということで、その部分については特にという堀井先生のお話でした。で、図書券であるとか、あ、図書カードですか、あるいは商品券であるとか、まあ自由に使える、主にですね、そういったものの方がということも一部考えました。ただ、我々はあくまでどういうふうな思いかということ、潟上市は決してあなた方のことは忘れていませんと。で、このゴールデンウィーク、お盆に帰ってこれなくても我々は待ってるんですと、そういうメッセージ性を送るために何がふさわしいかということで、まあ今急に補正等ということだったもんですからね、それでいわゆる返礼品の中の人気のあるもの。特に、この間もあるところでやっていたのが、やはり地元産のお米を大学生に送るということをやられているところがありました。それで、そういった発想をしたわけです。で、我々としてはあくまで今、どちらかということ県外の大学生等が帰ってきたりすると迷惑であるなんていうSNSが投稿されたりしている中だと、それは非常に残念な思いが致します。ただ一方においては、踏ん張って今東京等に大学生が一人にいるわけですので、我々としてはそういった大学生に少しでも潟上市の仲間なんだからということでそういったメッセージ性を込めてこれを差し上げたらいかかというご提案で、まあそのこと自体に特に反対はということでありましたけれども、私としては本当にそういう気持ちでございます。ですから、先ほどご質問があったようなその学資の足しであるとかそういったことの方がいいに決まってるわけですね、それは。私もそう思います。ただ、それこそ先ほど堀井先生がおっしゃったとおり、この税金をそういった学生に配るのは一体どういうふうにしたらいいかというようなことになるわけですので、そこはやはりもう少し慎重な議論が必要だろうと。この件につきましては、今我々がし得る範囲の施策事業は何かということのフレームの中で考えてしまいましたので、少しそこあたりに突然感がおありになってというようなご質問だったと思います。その点については、私もこれについてもお詫び申し上げたいんですが、ただ気持ちとしては、とにかくあなた方は潟上市の仲間なんですというメッセージを、できるだけ早くですね、ゴールデンウィークも終わったものですから早く届けて差し上げたいと。そして、これについては大学生等が自ら申請してきたものについて、まあ学生証のコピー等をつけていただきながらやっていくということで、今、事務についてはそ

ういった段取りで詰めているところでございます。

いずれにしても、潟上市を離れて、特に1年生で4月に行ってそれで大学生活が始まる、あるいは専門学校の生活が始まると思った矢先にこういったことになって、そしてゴールデンウィークになってずっと休校になったら秋田に帰れもできないというようなことだったものですから、そういったことで、そういった何かの応援の仕方はできないかという発想の中でできたものでございます。ですので、そこあたりについてぜひご理解いただければと思っております。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 藤原市長の発想であったと、基本はね。冒頭にその答弁いただきました。市長はやはり文科省で鍛え上げた人ですから、大くくりの中で全体の行為の中で物事やったとは思いますが、私はやはりね、私はまたちょっとパンデミック、いわゆる世界規模のこの危機が起きて、まさに大学生というのはこれから大人、あるいは大人になんなんとする、大人になった人もいる、成人ね。社会制度の中で様々なことは生きてく上ではあるんだよと。耐える力、我慢する力、社会の一員として自分もそれに役割、汗をかく力、むしろそういうことを今回は教えてくれるんじゃないかな。生活様式まで変えなきゃならないということ言ってるんですから、国も。だとすれば、まあこれは1人3,000円送るのか5,000円送るのか、何送るかわかりませんが、それよりだったら、生きてくのは厳しいよと、人がね、これが現実の社会だよということを私はこの機会に学ばせる方途、これもまた選択肢の一つじゃないかなと。これ以上もう決断、まあね、対応できるはずもないし、まさに公平、平等からいくとすると、手挙げ方式といえこれまたばらつきもおそらく出てくると思いますよ。まして、こちらに帰ってきてるも向こうにいるも、テレワークでやってるかもしれないけれども、わからないですよ、これ不確定要素ありますよ、現実の問題として。相当ばらつきあると思う。もう既に来て、しゃあしゃあとね宣言出る前に来てるかもしれないし、まあ細かいこと言って大変恐縮ですがね。ですから、そういう点からいくとかがかなというふうな気がしてなりません。だから、まあはっきり言って私は解せないなと。ただし今回は32億円の10万円支給ありますから、この議案に反対するわけにはいきません。反対すれば堀井が反対したということになりますから。ただこの部分において、私はやはり市長の説明を聞いてもなお、この発想でこれからいいのかなというふうな気がしてなりません。

で、併せてちょっと今、小林議員も質問ありましたけれども、協力金については考え

てないと。ずばりこれ。やはり民意が求めるものに対して素直に広角的にやはり応えていく。これがやはり行政のあるべき姿じゃないかな。全県の他市他町が対応できて我が市ができないとなったときに、やはり民意というのはどういうふうに思うのか。大変私は憂います、正直言って。で、これは市長、この間から言っているとおり、公平、平等の原理から、原理原則からいくと、他市はせば公正、平等の原理を欠いてるのかなというふうなことも、ややもすれば思わざるを得ないし、私はやはりこの機会に寄り添う政治というものをもう一度、遅くありませんので、きちっとやはり市民に発信し、手当てしていく決断、英断というものが私は必要じゃないかなと。学生にできるんですから、むしろまたここで頑張ってる事業所、社会人にも、しかるべき我がまちの、我が市の財政事情の器に応じて対応していくと。私はやはり市長に英断を期待したいなと思います。これちょっと膨らんだ質問になって大変恐縮ですが、そのことも含めて市長から最後もう一度、ご決意のほど、あるいはまた思いをお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え致します。

今まさに大学生たち、社会の船出を出て、耐える力、そういうものを身につけるのも大切だと思います。おっしゃるとおりだと思います。で、それ十分共感した上で、ただ今回のこのコロナウイルスのこの事案については、もう本当に、まあある種、理不尽というか、不条理というか、我々は考えてもわからないというようなところの中で、今学生さんたちは、今いろんなことを身につけようとしている学生さんたちは、そういったことに耐えてらっしゃる方の方が多いただろうと思います。で、いみじくも今堀井先生からあった、私としてはそういった方々に寄り添いたいという思いの中でこれがあったということは、多分ご理解いただいていると思います。そしてまた、私としてはできるだけですね、確かにひよっとすれば、わかりません、可能性としてはあるかもしれません。そういった学生さんが、我々としてはなるべく県外との往来を控えてくださいと言っているにもかかわらず、そういった方がいらっしゃるかもしれません。ただ、私としてはやはり人間としてのこの今コロナのこういった時代だからこそ、やはり人間のそっちのいい面を信じてこういう施策をひとつ事業を打ってみました。で、今おっしゃったとおり経済性については、この後また議会をお願いしてそこでご議論いただきたいと思います。ございまして、今その洗い出しをしているというようなことを申し上げました。実際に、

先ほど言った今回休業要請したものについての補償金について、私は今のところ考えていませんというお答えを先ほど申し上げました。それは、我々市としても差し上げるのであれば、やはりきちんと県と歩調を合わせて、我々も例えば県と同じであってもいいわけですが、それはまあ独自であってもいいわけですが、こういうふうと同じなので休んでくださいというメッセージを我々からまず事前に伝えるべきであったと思っています。それでその休業についてはご協力いただいたので、市としてもそれについて見合う額をお支払いしますということになるかと思えます。で、実際に今県でやられてることとか他市町村がそれに準じてやられてること、私は何も批判しているものではありません。ただ、それが、それからどうしても市内のいろんな経済活動を営まれてる事業者の方々を見ると、それでは今、今回のあれに全部網羅的に含まれていたかということになると、そうではなかったと思うんですね。で、我々としては、例えばひとつ県議会の方でも話題になってたのが、飲食店で日中普通営業しているところで、で、夜間の方の要請だけあったもんですから、日常的に夜間の営業をしているところに基本的には協力金をお支払いすると。で、夜間営業してないところについては、今回はその対象になりませんというようなお話がありました。で、ところがやはりそういった要請をしてしまえば、多分そういった事業者の方々は、特に秋田潟上の方々はやはりコロナだから大変なんで、あけてしまえば人が集まるかもしれないんで閉じてしまおうと思った事業者の方ってかなりいらっしやったと思うんですね。そうすると、通常は夜間営業してないから今回その補償金はもらえず、で、まあたまたま夜間営業されてるところはもらえてしまうと。同じ飲食店という業態にあっても、そういったばらつきが出てきていた。で、それでいいんだろかなと思いつつながら、私も連休中、潟上市内をこうまあ私なりに見て回りました。実際に休まれてるお店もあれば、それから頑張ってる日中営業されてるところもございました。で、潟上市が仮に、それじゃあ飲食店全部いいですよ、この連休中少しでも休んだ方がいいですよという例えば基準をつくったときに、そもそも休業要請をされていないわけですから、それでずっとお店を開けていた方は多分お客さんほとんど来られなかったと思うんですけども、それでその方は協力金をもらえずに、たまたま一日二日お休みになった方々が我々が協力金を払ってしまう。で、それはやはり先ほど言ったとおり、できるだけです。それは100%全部フェアで全部公平ということはないのかもしれませんが、それは理想かもしれませんが、そういったことはなかなかできないなというようなことを私自身は考えたわけです。それで、すいません長

くなりまして。先ほど申し上げたとおり、今それでは我々としてこれいづれそういった経済支援をどうするかということについては、我々今、本当に検討してございますので、その段になりましてまたご相談させていただきながら、潟上市としてそういった方々の経済支援をどうしていくかということについて、また改めてご議論いただければと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 市長ね、今市長がおっしゃりたいことも理解できます。ただやはり今回は、このコロナという未曾有の前代未聞の事態が、緊急事態が発生してますよ。で、国も法律で、結果的に全国に網掛けましたよ。それによって1億2,000万の国民が多大な影響を受けたということで、30万がどんでん返しで10万ずつ配ることになりましたよ。ですから私はやはり法治国家として国がそういう形をする。そして秋田県も、佐竹知事も、よしわかったということで大体7,000件か9,000件を対象にしてやってる。市長が考えることも、まあこれはね何ていうか基礎自治体として藤原市長が考えることもそれはそれで権能なんでしょう、権限なんでしょう。しかしながら、やはり秋田県が大きく、ひとつの制度的に今回こうやりましょうということに進んだわけですよ。だとすれば、少なくともその基準で潟上市も対応していく。で、こういうふうに、要するに他市の実態も私ちょっと勉強してみましたら、まあ言ってみれば秋田県の基準で対象なる範囲の中で潟上市もやるんだ、あるいはまた秋田市もやる、能代もやる。そういう形で進んでいってますよ。で、結果的に国も経済再生担当大臣が、西村大臣がだめだと言ったけれども、1兆円の交付金も、まあ協力金に充ててもいいよと、この際、甚大な影響あるから。そこまで状況が刻々と変化してきてるわけですよ。柔軟に対応してるってことはね。それがやはりかたくなに我が市が頑張るということは逆にどうなのかな。まあ頑張るといふかね、市長の見解はわかりましたよ。しかしながら、私はやはりそれはやはり国のお示しもあるだろうし、県のお示しもあるだろうし、その基準値の中で対応していくとすれば、私はやはりみんながなるほどと、我が市もやはり法治国家として秋田県の25の一自治体としてやっていただいたのかと。市長がおっしゃったとおり、やはり開けてても開けなくても人來ないのもまた実態ですから、それに対する協力金というか、行政としての寄り添い方、私はやはりそこは大事なことだと思います。これ今回提案されたことは10万円の交付とか学生支援のことなんで、これ以上言っちゃえば会議ルールの上ちょっと問題出て、議長もちょっと、わかります、言わんとすることも。し

かしながらこれやはり大事なことだし、スピード感ということはこの間から論じてますから、ここらでやはりやるもやらないも発信するということは非常にね、今日マスコミも来てますし、大事な局面じゃないかなということで、私、大変くどいようですが私の思いを市長の方にお話しさせていただいてると、こういうことなんで、まあおおむねわかりましたけれども、これ紋切り型でやるやらないということではお答えできないでしょうが、もう一回、もう一回そこら辺、市長の現在の心境というものを、ぎりぎりのところお願いします。

○議長（西村 武） 市長から発言の申し出がありますので許します。

○市長（藤原一成） お答え致します。

本当に大事なことだと認識しておりまして、今堀井先生がお考えになってることと私が考えてることは、そんなに遠くないなというふうに思います。で、堀井先生もできるだけ多くの方に、今困ってらっしゃる事業者の方たくさんいるんで、潟上市としてやる場合には県のその基準にのってやるのも一つの方法であろうと。私もそう思います。そう思います。ただ、我々のその事業体、まあ800余あるというふうに担当の方から聞いておりますけれども、今回その業態に例えば県の補償金の場合どのくらい当てはまるかとかということは、一応こちらなりにシミュレーションはしてみたわけです。で、そういった場合に、じゃあこの業態だけが困ってるのかなと。もし何かの形でご支援申し上げるであれば、もっと何かの基準をつくって幅広くできないもんなんだろうかなと。できればそれは潟上市の方々も、まあ何かの形で恩恵を受けるような形ってできないのかなというようなことを実は考えてございます。で、実際に今まだそれは検討段階でございまして、ここで具体的にどうだということはないんですが、先ほど申し上げたとおり、堀井先生がおっしゃる事業者の方に寄り添って、そして今困ってるんだからスピード感を持ってということがございますので、我々としてもそのスピード感というのは大事だと思っておりますし、欲しいタイミングでいただければなかなかそのありがたみもないというか、そういった配った効果も薄くなるってということなんだろうと思しますので、そういったことを肝に命じて、我々もう一段検討を重ねてさせていただいて、さらにご提案させていただければと思っております。ありがとうございました。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 確認の意味で。報償費の件なんですけれども、ずっと大学生だよとおっしゃってましたけども、高校生はやはりこの中に該当しないんでしょうか。ここ

確認したいんです。大学生のみですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますけども、対象はあくまでもまず大学生、短大生、専修学校生、まあ専門学校を含むということですが、それ以外にも予備校、大学院生等を想定してまして、高校生というのはちょっと想定していないところなんです。

○議長（西村 武） いいですか。

○16番（大谷貞廣） あえて今確認したんですけれども、高校生も県外にいる方が数少ないんですけれどもおられる。そうすれば、地産地消の意味でやはり共有するためにも、潟上市のものをそちらの方にこうだよと、私の体験からしてもありがたいと。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 今現段階でのご説明の中では想定してないわけですけども、この後、高校生等についても検討させていきたいと、そのように思います。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） この予算そのものは相当額が国から来るわけで、それについてのというよりも、現状のその市の財政上から先ほどの同僚議員からもいろいろ協力金の話があって、市長はやらないと、しかし検討するということであやふやなところにありますけども、我々農業者も先般、食菜館くららがあれほどのお金を、大枚なお金をかけて9周年を迎えるというふうな準備の段階で突如休業だというふうなことで、我々市民への食料を供給する立場として、他のスーパー等については営業をされておると。せっかくのチャンスのな要素もあったのにもかかわらず、そういうところは一切構わずコロナ対策だということで、一切問答無用の形で業務の停止ということです。それで、先ほど協力金の話もあって、中小企業の方々には先の第2回の臨時会ではいろいろな社会福祉協議会から当座必要であればお借りできたらいいだろうと、またはそのほか、県の利子負担についても債務負担行為を起こしてやろうと。どっか検討をもう少しこの辺のところを中心に重点を置いて、さらにじゃあコロナ、マスク対策の補助金を出しましょう、学生に出しましょうというふうなところがあってしかるべきでないかと。枝葉末節的な感じがするんで、その辺をぜひ中小企業者に対する協力金をどうにか実施されるよう検討していただきたいと思います。

以上、答弁はいいです。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて議了致しましたので、これをもちまして令和2年第3回潟上市議会臨時会を閉会します。

本日は大変ご苦勞様でございました。終わります。

---

午前11時41分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 瓜 生 望

〃 署名議員 佐 藤 敏 雄